令和元年 第12回 定例

摂津市教育委員会会議録

開催日時 令和元年12月19日(木) 午後2時00分開会

午後3時30分閉会

開催場所 摂津市役所 本館3階 301会議室

付議事件

議案番号	件名	審議結果		
5 1	教職員人事の件	承認		
5 2	令和元年度一般会計補正予算第3号原案承認の件			
5 3	児童・生徒の健全育成に関する学校・警察相互連絡制度の協定の締 結の件	承認		

報告事項

件名

事業実施に伴う後援等名義の使用許可について

令和元年度2学期教育委員学校園所訪問まとめについて

令和元年度11月までの問題行動等報告について

令和元年度11月までの問題行動等報告具体的事案について

摂津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正 する条例制定について

各課事業日程報告について

出席者

教 育 長	箸尾谷知也	教育次長兼教育総務部長	北野人士	次世代育成部長	小林寿弘
教育長職務代理者	福元 実	教育総務部参事	野本憲宏	次世代育成部参事	
委員	大矢優子	教育政策課長	松田紀子	兼子育て支援課長	石原幸一郎
委員	山手知榮子	学校教育課長	河平浩一	家庭児童相談課長	木下伸記
委員	西川俊孝	学校教育課参事	山根隆寬	こども教育課長	浅田明典
		教育支援課長		こども教育課長代理	松木 愛
		兼教育センター所長	大﨑貴子		
		教育総務部参事			
		兼生涯学習課長	早川 茂		
		学校教育課長代理	井上良太		
		教育政策課長代理	坂本真輔		
		教育政策課主幹兼総務係長	岡田哲也		
		教育政策課係員	窪 秀昭		

教育長

ただいまから、令和元年第12回教育委員会定例会を開催いたします。本日の署名委員は西川委員です。よろしくお願いいたします。 本日は付議事件が3件、報告事項が6件ございます。

まず、本日の議事進行について各委員にお諮りします。

議案第51号、報告事項(4)につきましては、個人が特定される恐れがあるため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第7項の規定によりまして、秘密会として行いたく存じます。

従いまして、議案第52号から審議し、秘密会以外の案件を除き、 すべてを終えた後に、暫時休憩を取ります。引き続いて秘密会を宣 言し、議案第51号、報告事項(4)に進みますが、これらについ て関係部課長の出席を求め、再開をしたいと思います。皆様ご異議 ございませんでしょうか。

全委員

異議なし。

教育長

異議なしとのことですので、本日の議事進行につきましては、ご 説明したとおり進行いたします。

それでは、議案第52号、「令和元年度一般会計補正予算第3号 原案承認の件」について、教育政策課から説明をお願いします。

教育政策課長 次世代育成部参事 兼子育て支援課長 議案第52号、「令和元年度一般会計補正予算第3号原案承認の件」について、ご説明申し上げ承認を求めるものです。

【以下、議案書等により説明】

教育長

説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。

西川委員

校務員業務委託について、委託先はどんなところになるのかということと、評価やモニタリング、チェックの仕方、現場からの声はどうなっているのか聞かせていただきたいと思います。

教育政策課長

学校の評価について、校長先生に必ず年に一度は総括として、学 校校務員のお話を伺っています。 また、我々も日頃から学校に行く機会が多くありますので、実際に学校の様子を見たり、その都度、校長先生や教頭先生に様子を伺っています。

委託先については、入札になります。複数の業者に競争すること になりますので、今の段階では申し上げることはできません。

大矢委員

校務員業務委託について、小学校が2校、中学校が2校を委託するということですが、小学校と中学校で内容がだいたい同じということで、予算が同じなのでしょうか。

教育政策課長

同じ金額で計算しております。委託内容も同じものになっています。

教育長

他に何かご意見・ご質問等はございますか。それでは特にございませんので、議案第52号「令和元年度一般会計補正予算第3号原案承認の件」については承認いたします。

では、続きまして、議案第53号「児童・生徒の健全育成に関する学校・警察相互連絡制度の協定の締結の件」につきまして、学校教育課より説明をお願いします。

学校教育課長

議案第53号「児童・生徒の健全育成に関する学校・警察相互連絡制度の協定の締結の件」について、ご説明申し上げ承認を求めるものです。

【以下、議案書等により説明】

教育長

説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。

山手委員

昨今の問題行動について聞いていますと、こういう協定があった 方が子どもたちにとってはいいと思います。

しかし、子どもの個人情報を共有するということが気になりまして、第5条に、校長と警察署長との間でいろんな連絡をすることが 書かれていますが、具体的にはどんな形で行われるのでしょうか。

学校教育課長

基本的には、校長から情報をお伝えしますが、生徒指導主事や生

徒指導担当が警察の担当者と情報を交換するという形が考えられます。

教育長

第7条に、「校長若しくは警察署長又は校長若しくは警察署長が 指定した者が」となっていますので、署長と校長だけではなくて、 指定した者ですから、例えば生徒指導担当者であったり、警察では、 少年係の警察官や、そういう者同士の連絡もあり得ると思います。

山手委員

それで連絡された件は双方から数人が出て話し合って、この第4 条に「具体的な対策を講じる」とありますように、そういった対応 をするということですね。

教育長

個人的なケースもありますが、基本は連絡会議のような中で情報 共有をすることになると思います。

教育長職務代理者

第5条の連絡対象事案で、(1) については学校から警察へ相談 するということですので、子どもの非行の未然防止の点で、私の経 験上、必要だと思います。

(2)は警察署から学校への連絡対象事案ですが、「児童・生徒の被害にかかわる事案」では、例えば、子どもが被害に遭うケースが多いと思います。捜査の段階で犯人が捕まって、子どもの名前が出てきた場合に、学校が全然知らないということがないよう、警察から学校に連絡がくることになると思います。その時には、警察からその子どもの保護者に対しても連絡が入っていると思います。その場合に、保護者に対して連絡が入っていて、学校からも保護者に連絡を入れることもありますが、学校と保護者がすでに警察から連絡をいただいていることを情報共有しておかないと、問題になる場面が出てくると思います。その辺りの調整はどうなっているのでしょうか。

協定を結ぶ時に、そういうことが懸念されるということを伝えて いただきたいと思います。

学校教育課長

ご指摘のような懸念はあると思います。学校としてもそういう事 案が起きた時には保護者とも情報を共有させてもらうと思います が、今、おっしゃったことが起きないように、警察とも、この協定 を締結する時に、確認したいと思います。

教育長職務代理者

例えば、保護者が警察から連絡を受けた時に、被害を受けた子どもの保護者にとって、このことは外部には知られたくない内容だということもあると思います。しかし、警察からは極秘でありながら学校にも連絡をすることになった場合に、保護者が「学校に知られたくなかった」と言うケースが出てくるかもしれませんので、その辺りを詰めていただきたいと思います。

教育長

第5条の(2)に書かれているのは、被害にかかる事案もそうですが、「逮捕事案、ぐ犯その他の非行事案」とも書いていますので、加害、被害、どちらもあてはまると思います。

今、教育長職務代理者がおっしゃったように、個人情報にかかわることですので、被害あるいは加害の、子どもの保護者が「学校には知らせないで欲しい」という意思表示があった時には、トラブルが起きないように、事前にきちんと警察と学校あるいは教育委員会事務局で調整をしていきたいと思います。

大矢委員

この協定書について、摂津市教育委員会と大阪府警察本部が協定 するのですが、その甲と乙が教育長と少年課長になっています。大 阪府警察本部長ではなくて大丈夫でしょうか。

学校教育課長

少年課長で締結できるとは思っていますが、他市の状況を、もう 一度確認したいと思います。

教育長

この件については、目的にも書いてありますが、児童・生徒のさまざまな問題行動・犯罪被害を未然防止・安全確保するということが、本来の趣旨ですので、健全育成が大切だということを忘れないように運用していただきたいです。個人情報ですので、未成年の場合は保護者に対して、その承諾を得るということが、本来の趣旨だと思います。できる限りそういう手法をとっていただきたいと思いますが、そうならない時には、この協定に基づいて情報交換していただいて結構だと思います。そういう時にも、子どもたちの健全育成という趣旨から外れないように、お願いしたいと思います。

他に何かご意見・ご質問等はございますか。それでは特にございませんので、議案第53号「児童・生徒の健全育成に関する学校・警察相互連絡制度の協定の締結の件」については承認いたします。では、次に移ります。報告事項(1)事業実施に伴う後援等名義の使用許可について、教育政策課より説明をお願いします。

教育政策課長

[事業実施に伴う後援等名義の使用許可について説明]

教育長

説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。 それでは特にございませんので、次に進みます。(2)令和元年 度2学期教育委員学校園所訪問まとめについて、学校教育課より説 明をお願いします。

学校教育課長

「令和元年度2学期教育委員学校園所訪問まとめについて説明]

説明が終わりましたが、何かご意見・ご感想等はございますか。

西川委員

この学校訪問以外に、研究発表会に出席させていただいて、それも合わせての感想ですが、日々の授業の1時間を大切にして、その中で子どもの学びを作っていくことが大事だと思いました。それで、「もっとこうしたらいいのに」とか、「これは子どもにはわかっていないのではないかな」と感じることが、たまにありました。

こんな時にOJTと言うような、その場その時にすぐにその先生 方に返すことの積み重ねの大事さを感じます。そこまできめ細か に、それぞれの先生方の日々の授業を管理職等が見られるかは、な かなか難しい部分もあるとは思います。しかし、そういうところか らでしか、子どもの学力あるいは先生方の力がついていかないので はないかと感じました。

研究発表会も大事ですが、それと併せて日々の授業がしっかりとできるような体制づくりを学校だけでなく教育センターを含めた事務局の力を借りながら、やっていくことができたらと感じました。

教育長

各学校で教材研究など、熱心にしていただいているのは、よくわかりましたが、経験の浅い教員の中には、例えば、授業中の教員の

立ち位置や、目の配り方、あるいは声かけの仕方など、教員にとって基礎的なことが身についていない人がいるように思います。声の大きさについても、子どもたちが静かに集中して聞いている時の声の大きさと、子どもの気が散っている時の声の大きさは、変えなければならないと思いますが、その辺りも同じように感じました。

平坦な声で声出しをしている教員が何人か見受けられましたので、教員としての基本的な技術を、各学校でOJT等で指導していただくか、もしくは教育委員会事務局の指導主事が学校訪問の際に指導していただきたいと思います。教育支援課の先生方にも行っていただいて指導していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

他に何かご意見・ご質問等はございますか。それでは特にございませんので、次に進みます。(3)令和元年度11月までの問題行動等報告について、学校教育課より説明をお願いします。

学校教育課長

「令和元年度11月までの問題行動等報告について説明」

教育長

説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。 今の説明で、最多が20件、最小が6件というのは、小学校のい じめの報告件数で一番多い学校が20件で、一番少ない学校が6件 という意味でしょうか。

学校教育課長

小学校で一番報告が多くあった学校と、一番報告が少なかった学校の差が20件です。中学校はそれが6件ということです。

教育長

その差については、学校間で在籍児童・生徒数に差が大きくありますが、それを加味しているのでしょうか。

学校教育課長

報告が最多の学校は、特に児童数が多いというわけではありません。一番少ない学校も、12クラスから18クラスの間にある、いわゆる標準的な規模の学校です。

教育長

千人率とまでは言いませんが、学校間の児童・生徒数の差を取り 除いた数値で表していただいた方がいいと思います。単純に件数だ け比較すると、ミスリードの可能性があると思います。

また、中学校の生徒間暴力が減っているという説明がありましたが、昨年の同月までですと、増減なしではないでしょうか。

学校教育課長

小学校の生徒間暴力が昨年11月は2桁ありました。それが、今年は1桁でしたので、小学校で減少傾向であるということです。

西川委員

20件の差が学校の規模の問題ではないということでお聞きします。これは全国的な傾向でもありますが、少なく報告している県と多く報告している県がありますので、その問題意識の差というものが、教育委員の研修会でも問題にされたことがありました。

実際に指導主事の皆さんが学校を回っている中で、多いところと 少ないところを比べた時に、少ない学校は落ち着いている、あるい は多い学校は落ち着いていないという相関関係はあるのでしょう か。

気にしているのは、「学校の荒れ」につながっていくような傾向 として、その多さと少なさに関係性は見えてくるのでしょうか。

学校教育課長

学校へ行き、担当者とも話をしますが、生徒間暴力の多い学校と 少ない学校に「荒れ」との相関関係があるとは感じておりません。 些細な内容についても、いじめとして丁寧に捉えて対応している 学校と、ただ単に子ども同士のトラブルだという捉えで終わってい る学校の対応に差があると捉えております。

その部分については、問題意識を持っていますので、先日の教頭 会でも、いじめの認知と定義はこういうことだという説明をし、各 学校で、もう一度見直すよう指導させていただきました。

大矢委員

丁寧に捉えているということは、丁寧に指導もしているということになるのですか。それとも数だけ挙げているということですか。

学校教育課長

すべての事案に対して丁寧に対応しているのかは把握できては おりませんが、件数が挙がっているところは、ケース会議等を開い て、方針を立て、最後まで経過を追って、対応していると捉えてお ります。 大矢委員

そうすると、例えば、保護者、あるいは児童にアンケートをした時に、「この学校では、いじめに対して、先生が真剣に取り合ってくれる」というところに、丸をつけてくれるという結果に繋がればいいですし、その結果を検証していただいたらいいなと思いました。ただ、丁寧にはしていますが、そのような結果に繋がっていないかが心配ですので、そこまで検証していただけたらと思います。

教育長

他に何かご意見・ご質問等はございますか。それでは特にございませんので、次に進みます。(5) 摂津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、子育て支援課より説明をお願いします。

次世代育成部参事 兼子育て支援課長 [摂津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について説明]

教育長

説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。

山手委員

待機児童が出るのは困りますが、40人を超えても、子どもが無理なく過ごせるような状況なのでしょうか。

次世代育成部参事 兼子育て支援課長 40人は目指していきたいと思います。児童間や指導員との関係性を築くためにも、概ね40人がいいとされていますので、それを確保するために、超えてしまう場合には、人数加配ということで、指導員の数を増やしています。また、一つの教室に60人、50人がいないようにするため、今は1年生から3年生で保育室に戻ってくる時間帯に時差がありますので、放課後だけ空いている教室を一時的に借りて、分けて保育をしています。今後も、そういう体制で、子どもたちに人数による影響がないよう、また、安全面の確保をできるように運営をしていきたいと考えています。

山手委員

摂津市の学童保育はよくがんばっていただいていますが、狭いと ころにいっぱい入っている時も見られますので、できる限り努力を お願いしたいと思います。

大矢委員

先ほどの話で概ね40名を超えて50名、60名ということです

が、そこまで超えているということでしょうか。

次世代育成部参事 兼子育て支援課長

概ね40人以下とするために、来年度、クラスを増やさないといけない学校というのが6校です。

もし、このままいきますと、70人近い待機児童を出さないといけない形になっている状況です。保育室には、現状として定員を超えているところも何箇所かありますが、一斉に50人、60人が入るような状況をできるだけ作らないような形をとっています。

教育長

他に何かご意見・ご質問等はございますか。それでは特にございませんので、次に進みます。(6)各課事業日程報告について、教育政策課より説明をお願いします。

教育政策課長

「各課事業日程報告について説明]

教育長

説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。 それでは特にございませんので、秘密会以外の審議につきまして はすべて終了いたしました。会議の始めにお諮りしましたとおり、 ここで暫時休憩をとり、秘密会として再開いたします。関係者以外 の方はこれで終了です。ご苦労様でした。

では、暫時休憩します。

教育長

《暫時休憩》

それでは秘密会として再開します。

報告事項(4)「令和元年度11月までの問題行動等報告具体的 事案について」、学校教育課より説明をお願いします。

【以下、秘密会のため削除】

教育長

これにて秘密会を解きます。

では、本日の案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、本日の定例教育委員会議を終了いたします。ご苦労様でした。